

第 1389 回 (5 月 10 日)

80 年代の西独農政の基調——農民

的家族経営を中心として——

高 山 隆 子

80 年代の EC 農業は主要穀物も含め、一般的な農産物過剰に直面し、財政逼迫、貿易摩擦等が深刻となり、1984 年議長国西独のイニシアチブのもとに、価格の引き下げ、生産調整、生産者共同責任課徴金制の導入・強化、MCA（グリーンレートによる農業国境調整金）の縮小等を内容とする市場志向的・生産抑制的農政改革が合意され、その後もこのラインにしたがって進められ、農業所得維持機能の限界が明白となった。このような EC の農政改革は西独連邦農林省の推計では、当時の西独農業者の所得が 20% 低下する等経営規模が小さく生産性の低い西独の農業者にとって厳しいものであった。また、政治的面では農民票を基礎とする CDU/CSU と FDP の連合政権への転換、環境問題を重視する緑の党が躍進した。これに対応し、80 年代の西独連邦農政は転換している。

この背景となる農業構造の変化、農政の重点の内容、農業社会保障政策及び農業構造政策を中心にその特徴を抽出し、農業・農政政策に対する各界の意見を取りまとめ、報告した。

農業構造の変化で注目されるのは経営数の減少が著しいことと規模別にみると大規模層では経営数が増大し、小規模層では経営数は減少していることである。その場合減少する経営規模は 35 ha 未満層にまで上昇している。また、農業所得についてみると、農工間格差が拡大し、EC の他の加盟国の所得と比較しても恵まれていない。

農政転換の特徴は、70 年代の選別政策から農民的家族経営の重視の政策への転換、連邦農業予算の増大、生産に中立的な直接的所得保証政策の強化、ハンデキャップ地域（条

件不利地域）対策の拡大、環境維持の重視であり、総じて社会政策・地域政策の強化による中小経営の保護にある。

このような政策転換が単に西独政府のみで決定されるのではなく、困難な交渉の末 EC 加盟国との合意を得、さらに OECD 等でも認められていくという国際的な関連を明らかにした。家族的農業経営の維持については、農産物過剰に対する形態として重視されているが、同時に農村社会・農村環境維持の観点からも重視され、このような農業政策の動向が一般市民から好意的に受け取られていたことが注目される。

以上のように農民的家族経営が現在の西独農業政策に期待される役割と意義を検討し、報告した。

第 1390 回 (5 月 17 日)

現段階における有益費問題

島 本 富 夫

1. 有益費問題の今日の背景

改良投資の残存価値の回収＝有益費償還請求権は、本来的には用益権の確立強化の内容を構成する主要な要素である。

わが国の場合、構造政策、農地流動化施策の推進のための農地制度上の賃貸借規制の緩和の中で、離作料禁止措置との関連で有益費問題が行政上の課題として議論される。いわば「耕作権」の弱体化の中で有益費が追求されるといった特殊性を持つ。

2. 有益費の法律構成

有益費は、法律構成上は、不当利得法理にもとづく占有者の費用償還請求権として構成される。もちろん、有益費規定は、任意規定であるところから、有益費の額（費シタル金額か増価額）、有益費の範囲、土地改良投資と有益費償還義務等に関し、予め合意、同意にもとづく処理が可能とされるし、そのような対応が実際的でもあると考えられる。

3. 改良投資と有益費償還

反収増よりも省力効果にウェイトがかかっている圃場整備等においては、土地改良投資限界（投資額 K の大きさ）は極めて低い水準に落ち込んできており、現実には補助金を前提としても投資額が収益増からは回収しえない状況が広がっている。

なお、改良後 t 年経過時の改良の価値の残存額＝増価額（有益費）の理論値は、

$$A = m' \cdot \frac{1 - (1+i)^{-t'}}{i}$$

A : 増加額 m' = 増価剰余/年

i : 利子率 t' = 残存期間

で示される（ m' は土地資本の減少とともに圧縮されるが、ここでは m' は平均値と仮定）。

4. 有益費自立への政策展開

借地上での簡易な土地改良など借地人による改良は、今後増加することが予想される。

そこでの有益費償還は、理論的斉合性とともに、農民的理解に即したものであることが必要であり、簡易な算式（時としては土地改良借入金の「残債務承継」方式など）の定着が望まれる。

同時に、有益費は、そのみの孤立的追求ではなく、賃貸借期間、小作料水準、解約条件、改良投資の自由等賃貸借秩序形成の中で位置づけられるべきであり、それは用益権の強化の法構成へと再編される必要がある。

第 1391 回（5 月 24 日）

人口圧力と農業開発——タンザニア・キリマンジャロ州農村調査から——

香 月 敏 孝

わが国の開発途上国に対する開発援助の一環として、タンザニア・キリマンジャロ農業開発計画が進行している。すでに本プロジェクトの水田造成・基盤整備、灌漑施設等の物的な整備がほぼ終了し、1986 年から新規プ

ロジェクトとして計画は第二フェーズに移行し、稲作栽培技術および水利技術の普及、農業機械の現地適応利用等、いわばソフト面に対する技術援助に重点が移行しつつある。現在、国際協力事業団から 8 人の長期専門家がプロジェクトの拠点となっているキリマンジャロ農業開発センター（KADC、州政府機関）に派遣され技術指導を実施しているところである。

筆者は 1987 年の 9 月から 12 月の 3 カ月の間、同事業団から当農業開発計画へ短期専門家として派遣され、プロジェクト進行下の農業経営概況について調査する機会を持った。本報告の農家調査にかかわるデータはその時に得られたものである。

プロジェクト地域はキリマンジャロ州の州都であるモシ市の東南 3～15 km のローア・モシ地区に展開し、4 つの行政村を含む。プロジェクト対象面積は、2300 ha、うち水田造成・基盤整備 1100 ha、畑地基盤整備 1200 ha である。この農業開発計画の中心をなしているのは、熱帯半乾燥地域における灌漑農業の普及である。2 つの河川を水源とし、それぞれ堰を設けて水位を上げ側方から取水する自然流下方式である。

この地域ではプロジェクト以前から一部河川の周辺で在来耕法による灌漑農業（水稲作——雨期作のみの 1 期作——およびトマトなど園芸作）が行なわれていたが、大半は畑地であり天水に依存したトウモロコシ作を中心とした作付が行なわれ、その収量は極めて低位・不安定であった。従来は畑作と畑の刈跡および共同放牧地の草地資源に依存した山羊、牛等の家畜の飼養が結びついた経営形態が一般的であった。草地基盤は脆弱で家畜の生産力自体も高いものではなかった。なお、プロジェクト地域の標高は 700 m 台で、年間降水量は最大 917 mm から最小 434 mm まで（1972～81 年）の幅がある。

整備後の水田 30 a（100 m×30 m）の圃場